

全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の決定について（案）

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.12%	滋賀県	9.97%
青森県	10.00%	京都府	9.98%
岩手県	9.93%	大阪府	10.06%
宮城県	10.01%	兵庫県	10.00%
秋田県	10.02%	奈良県	10.02%
山形県	9.96%	和歌山県	10.02%
福島県	9.96%	鳥取県	9.98%
茨城県	9.93%	島根県	10.00%
栃木県	9.95%	岡山県	10.06%
群馬県	9.95%	広島県	10.03%
埼玉県	9.94%	山口県	10.03%
千葉県	9.93%	徳島県	10.08%
東京都	9.97%	香川県	10.09%
神奈川県	9.98%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.90%	高知県	10.04%
富山県	9.93%	福岡県	10.12%
石川県	10.03%	佐賀県	10.16%
福井県	10.02%	長崎県	10.06%
山梨県	9.94%	熊本県	10.07%
長野県	9.85%	大分県	10.08%
岐阜県	9.99%	宮崎県	10.01%
静岡県	9.92%	鹿児島県	10.03%
愛知県	9.97%	沖縄県	10.03%
三重県	9.94%		

2. 適用時期

平成24年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用